

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

なまはげの里「男鹿半島」地域再生プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

男鹿市

3 地域再生計画の区域

男鹿市の全域

4 地域再生計画の目標

秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占める男鹿市は平成17年3月、旧男鹿市と旧若美町の合併により誕生した新市である。

本地域は全国唯一、一市単独で国定公園に指定され、奇岩怪石の断崖と穏やかな砂浜が連なる海岸線、なだらかな稜線と芝生に覆われた山肌の緑が美しい山、水辺に広がる田園風景など、特徴的で変化に富んだ自然が多く、海岸美と緑に囲まれた美しい地域である。

また、大晦日の行事として全国的に知られている「なまはげ」や「赤神神社五社堂」、「脇本城跡」などの国指定の重要文化財に代表される貴重な伝統・文化が息づく地域である。

本市は、この豊かな自然や伝統行事・史跡などの文化財を活かした観光資源、稲作を中心としながら露地メロンや和なし、葉たばこなどを生産する農業、良好な漁場を多く有する水産業などの主要産業のほか、さまざまな産業資源に恵まれており、それぞれの特色を生かした産業の振興を図ってきた。

しかしながら、少子高齢化、人口減少等の社会構造の変化、景気の低迷等による地域産業経済活動の停滞が続き、観光産業においては旅行形態の変化や通過型観光による宿泊客の落ち込み、農林水産業においては後継者不足や従事者の高齢化、港湾・建設業においては公共事業の減少等による生産高の落ち込み、さらには地理的条件の不利等により企業誘致も進まず、既存事業所の廃止傾向も続いており、今後も雇用の受皿としての増大は望めない状況に加え、若者の人口流出にも歯止めがかからない現状にある。

年齢別人口推移（単位：人）

	H 2	H 1 2	増減率
年少人口	7,287	4,337	40.5%
生産年齢人口	28,015	23,749	15.2%
老年人口	7,422	10,004	34.8%
計	42,724	38,090	10.8%

（国勢調査）

産業別就業人口の推移（単位：人）

	H 2	H 1 2	増減率
第1次産業	4,338	2,574	40.7%
第2次産業	6,572	5,179	21.2%
第3次産業	9,268	9,899	6.8%
計	20,191	17,656	12.6%

（国勢調査）

製造業事業所数、従業者数及び製品出荷額（単位：箇所、人、万円）

	H 5	H 1 4	増減率
事業所数	70	45	35.7%
従業者数	1,494	866	42.0%
製造品出荷額等	2,360,500	824,893	65.1%

（工業統計調査）

観光客数の状況

（単位：人）

H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
2,483,361	2,420,080	2,385,952	2,235,943	2,199,565

（秋田県観光統計）

このような地域の特性・課題を踏まえ、新市建設計画では、新市の進むべき方向として、将来都市像を「自然・文化・食を大切に作る観光交流都市 - なまはげの心を全国へ - 」と定め、自然環境や伝統・文化など新市の魅力を存分に堪能できる観光の振興や、産業として魅力と誇りを感じることのできる農林水産業の振興を図るとともに、特色ある資源を活かした地場産業の活性化や新産業の創出など、新市がもつ可能性を最大限に発揮し全国に誇れる活力あふれる産業づくりをあたらしいまちづくりの基本目標の一つに掲げた。

本地域再生計画は年間200万人の観光客をターゲットにした観光・農林水産分野における新たな事業展開を見出すため、地域に賦存する豊富な資源を活用した観光サービス、付加価値をつけた特産品の開発・販売促進、地元食材の提供や「なまはげ」行事などに代表される伝統文化等の情報発信、新しい観光志向に対応する独特の風土に育まれた農林漁村の生活文化の体験等、地域産業の観光産業化を推進し雇

用の拡大を図ることを目標とし、これにより本市が目指す将来都市像「自然・文化・食を大切にす観光交流都市」の実現を図っていくものである。

目標達成の指標

雇用の拡大に関する指標

地域提案型雇用創造促進事業において

- ・事業を利用した企業における労働者の雇入数の合計 180人
- ・事業を利用する求職者等の求職件数の合計 200人

観光交流都市の実現に関する指標

- ・平成19年の年間観光客数 2,500千人
平成15年数値比較300千人増(約13%増)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

観光案内機能施設整備や男鹿温泉郷環境整備の実施により滞留型観光を推進し、観光客の増大を図るとともに、観光施設や宿泊施設における地場食材の積極的な活用やグリーンツーリズムの展開などによる観光と農林水産業の相乗的な振興を図る。

また、地場産品販売センター建設により地場産の農林水産物販売や既存の物産販売所や観光関連施設と連携した観光情報、地場産品情報の発信や販路の拡充を図るとともに、地場産品販売センターへのテナント入居希望者等に対する販売・観光案内のための講習会・実務研修会やリーダーの養成のための販売戦略、経営・労務管理等の企画立案等の研修会・検討会の開催、創業相談窓口設置による創業・企業化の推進と経営の安定を図る。

さらに、新たな観光資源の創出による新商品の開発や観光プログラムの企画立案を行う中核的人材を育成するセミナー、市民及び観光施設従業員を対象とする韓国・中国からの観光客を念頭に置いた語学研修、接客サービスの講習会、「なまはげ」の保存伝承に関する講習会・試験の開催により人材の育成を図る。

その他、地域資源を活用した特産品開発や加工技術の習得のため、食品加工研究専門機関等による研修会の開催や新規商品開発のためのコンクール開催、特産品販売促進のイベント企画講習会やイベントを実施する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 「地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)」

男鹿地域雇用創出協議会において実施する事業

構成員 男鹿市、男鹿市商工会、男鹿市観光協会、秋田みなみ農業協同組合、
秋田県漁業協同組合北浦総括支所、秋田県漁業協同組合船川総括支所、
男鹿市物産開発促進協議会、男鹿温泉協同組合、船川金融懇談会

(1) 地域産品販売・観光案内スキルアップ事業

地域産品に携わっている者及び販売職種への希望者を対象に、具体的な販売ノウハウや宣伝・陳列の方法、接客マナー等の研修を行い販売戦略の向上を図る。また、観光面においても、男鹿半島全域の観光案内ができるよう道先案内、観光スポット等の説明を付加した研修についても実施する。

(2) 経営・企画立案人材育成事業

商品開発、販売戦略、経営・労務管理、キャンペーン等の企画立案等の知識・ノウハウを付与するための研修会、検討会を実施する。

(3) 創業相談・セミナー事業

専門の講師による、テナント入居者に対する創業前研修の実施及び当該センター設立準備室にて創業相談窓口を設置し、活動員の配置による事業開始前の各種助成措置の紹介や低額貸与の申請申し込み等の創業相談を実施し、創業を推進するとともに、創業後も事業継続のための経営戦略、ノウハウについてのセミナーや相談業務を行い、ノウハウ不足による早期廃業の防止に努め、在職者の雇用の場の確保・安定に寄与する。

(4) 男鹿半島観光人材育成事業

新たな観光資源の創出による新商品の国内外への発信、講習会・体験教室等の周知広報、観光プログラムを企画立案できる中核的人材を育成するため、専門講師を招いてセミナーを実施。

また、韓国語圏、中国語圏からの観光客を念頭に置き、観光関連施設で接客を行うものを対象とした語学・慣習に関するセミナーや、宿泊施設従業員を対象とした集中的な語学研修等を実施し、観光産業の人材を育成する。

(5) 新規商品開発・特産化事業

秋田県「総合食品研究所」等の食品加工研究の専門機関と連携し、新商品

を開発し、イメージアップとブランド化を図り、確かな加工技術と商品開発の知識を持った人材を育成する。

(6) 特産品販売促進事業

食に関する新商品販売促進のための、各種イベントの企画、これまでの未実施地域へも販路を拡大するための講習会を開催し、中核的人材を育成する。

男鹿市が独自に建設予定の地場産品販売センターにおいても販売PRするため施設完成後に当センターでの就業希望の求職者に対し販売に関するセミナーを開催する。(1) のスキルアップ事業と連動。

(7) 男鹿半島観光資源開発調査・雇用創造促進事業

起業につながる取組を把握し、それらの事例とともにパッケージ事業による取組の成果をとりまとめ、普及を行う。

5 - 3 - 2 「支援措置によらない独自の取組」

(1) 地場産品販売センター建設事業

男鹿市内で生産される農林水産物を主体として、販売及び食材を供給するとともに、市内農林水産業と観光の情報発信機能を併せ持つ施設となる地場産品販売センターを平成 1 8 年度中に建設する。

(2) 男鹿温泉郷環境整備事業

多様化する観光ニーズや既存施設の魅力アップを図るため「男鹿温泉郷」の環境整備事業に取り組み、平成 1 8 年度中には、屋内イベント施設を建設する。

(3) 観光案内施設整備事業

男鹿観光の入口としての歓迎や情報発信、男鹿のスロー観光としての役割を果たすため、観光案内機能施設を 1 8 年度中に建設する。

(4) 男鹿のなまはげ保存・伝承人材育成

国の重要無形民俗文化財「なまはげ」の衣裳であるケデ(蓑)づくりを伝承するための講習会の実施や伝統行事としてのなまはげをきちんと理解し、魅力を伝える役目を担う人材発掘のため、観光協会が実施する「ナマハゲ伝導士」認定試験等への協力。

6 計画期間

認定を受けた日から平成 2 0 年 3 月末まで(3 年間)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

男鹿地域雇用創出協議会において、アンケート調査等により雇用状況についての検証を行い、取組みに対する評価を行う。

市が実施する観光客入込み調査のデータを検証し、取組みに対する評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし